第五節　標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十一条―第二十三条）
第六節　標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十四条・第二十五条）
第三章　雑則（第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百三十六条第一項の規定に基づき、有線テレビジョン放送等（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）以外の有線一般放送をいう。以下同じ。）の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一　「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。

二　「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であって、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。

三　「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であって、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。

四　「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージャ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であって、受信者端子に最も近接するものをいう。

五　「引込端子」とは、タップオフの端子（タップオフがクロージャである場合にあっては、クロージャ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。）であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）をいう。

六　「幹線」とは、有線放送設備の線路であって、ヘッドエンドから全ての中継増幅器（引込線に介在するものを除く。次号において同じ。）までの間（有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフまでの間）のものをいう。

七　「分配線」とは、幹線以外の有線放送設備の線路であって、中継増幅器から全てのタップオフまでの間のものをいう。

八　「引込線」とは、有線放送設備の線路であって、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

九　「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値の一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであって、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。

十　「デジタル有線テレビジョン放送方式」とは、第十一条第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式をいう。

十一　「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十二　「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十三　「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十四　「標準テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）のうち、地上基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式をいう。

十五　「標準衛星テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち一一・七ギガヘルツを超え一二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局に係る標準方式又は標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち衛星基幹放送局に係る標準方式に準拠する方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十四条（標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二十四条において準用する場合を含む。）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第三条又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二十六条中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七MHz、電力拡散信号を用いない場合は二六・四MHz」とする。）をいう。

第二章　有線放送設備の技術基準

第一節　通則

（根拠）

第三条　有線放送設備に適用される法第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）は、この章の定めるところによる。

（受信空中線）

第四条　同時再放送を行うための受信空中線は、受信しようとする電波の受信の障害の少ない場所に設置するものでなければならない。

（使用する光の波長）

第五条　有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。）までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

2　前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあっては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものでなければならない。

（受信者端子間分離度）

第六条　受信者端子間分離度（一の受信設備から副次的に発する電磁波の当該一の受信設備に係る受信者端子におけるレベルと他の受信者端子における当該電磁波のレベルとの差をいう。）は、二五デシベル以上でなければならない。ただし、受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから一〇八メガヘルツまで及び一七〇メガヘルツから二二二メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等のみを行う有線放送設備にあっては、一五デシベル以上とすることができる。

2　前項の規定は、それぞれ異なる受信用光伝送装置に引込線を介して接続する受信者端子間については、適用しない。

（受信者端子におけるその他の条件）

第七条　有線放送設備は、入力端子における電圧定在波比が三である受信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備による受信に障害を与えないものでなければならない。

（漏えい電界強度の許容値）

第八条　有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は、当該有線放送設備から三メートルの距離において、毎メートル〇・〇五ミリボルト以下でなければならない。